

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.14 (2025.9.18)



従業員に対する交通安全教育を推進しましょう！

道路交通法第74条の3において、**一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに安全運転管理者を選任しなければならない**とされており、安全運転管理者に選任された方は

- 従業員等に対する交通安全教育
- 法令で定める安全運転管理業務を行わなければならないとされています。

従業員が業務中に交通事故を起こすと、事業所にも多くの損害が生じ、使用者にも責任が問われる場合がありますので、各事業所で交通安全教育等の安全運転管理を行いましょう。



法令で定める安全運転管理業務（9項目）

- ① 運転者の状況把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示
- ⑥ 運転前後の酒気帯び確認
- ⑦ 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の有効保持
- ⑧ 運転日誌の記録
- ⑨ 運転者に対する指導



外国人従業員に対する交通安全教育・指導をお願いします！

自動車等の**左側通行**や**歩行者優先**などの交通ルールは、日本では当たり前のルールですが、右側通行を採用している国や、歩行者優先の考えが浸透していない国もあり、国によって信号灯火の意味や標識の形などが異なります。

外国人に安全に自動車等を運転してもらうためにも、安全運転管理者選任の有無に関わらず、事業所ごとの外国人従業員に対する交通安全教育等を積極的に実施しましょう。

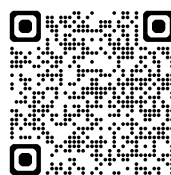
従業員に対する交通安全教育（講習）等の相談は、最寄りの警察署にお気軽にご相談ください。



外国人に対する交通安全の資料や動画は、右の二次元コードから確認できます。

事業所での交通安全教育にご活用ください。

宮崎県警察本部
ホームページ



警察庁
ホームページ



公益財団法人
警察協会
ホームページ



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。